

リニア工事取り消し認めず

東京地裁判決「認可に違法性なし」

JR東海が東京・品川・名古屋間で建設中のリニア中央新幹線を巡り、沿線住民らが同社の環境影響評価（アセスメント）は不十分だなどとして国に工事認可の取り消しを求めた行政訴訟の判決で、東京地裁は十八日、「認可に違法性はない」として訴えを棄却した。住民側は控訴する方針。

（加藤益丈）

（第3種郵便物認可）



判決を受け、記者会見する原告団長の川村晃生（左）、被告側代表の市原義典（右）ら。東京地裁は十八日、JR東海が環境影響評価（アセスメント）は不十分だなどとして国に工事認可の取り消しを求めた行政訴訟の判決で、東京地裁は十八日、「認可に違法性はない」として訴えを棄却した。住民側は控訴する方針。

原告「裁判所は責任放棄」

国がJR東海に出したリニア中央新幹線の工事認可に違法性はないとして、認可の取り消しを認めなかった十八日の東京地裁判決。原告は東京都内で記者会見を開き、「自然環境に被害が出て仕方がないと言わなければならない。裁判所は責任を放棄した」と憤りをあらわにした。

提訴は二〇一六年五月。「リニアは安全性が確保されておらず、自然環境への悪影響が大きい」として、原告には全国七百十五人が名を連ねた。一九年三月には六十七人が追加提訴した。控訴して次の戦いの準備に入りたい」と表情を引き締めた。

リニアを巡っては、工事で生活が脅かされるなどとして、東京、静岡、甲府の各地で沿線住民が同社を相手に工事差し止めを求める民事訴訟を起し、審理が続いている。認可取り消し訴訟は、原告側の代表者として、原告団長の川村晃生（左）と被告側代表の市原義典（右）ら。原告は「認可に違法性はない」として訴えを棄却した。住民側は控訴する方針。

判決理由で市原義典裁判長（藤田賢治裁判長代読）は、国土交通相による認可について「裁量権の逸脱や乱用はない」と判断した。JR東海の環境影響評価にも違法性はないとし、工事による水源への影響やトンネル掘削で出る土の処分先の確保が不十分だとする住民側の主張を退けた。住民側は、地震や火災の状況にある。

対策など安全性の確保が不十分と主張したが、市原裁判長は「原告の法律上の利益に関係しない」とした。国交省は「係争中の案件なのでコメントを控える」として、JR東海は「適切な判断をいただいた。引き続き着実に工事を進めたい」とのコメントを明らかにした。

リニアの工事は二〇一四年十月、国交省が認可し、JR東海は同年十二月、二七年開業を目指して着工。しかし、静岡県が大井川の流量減少を懸念して静岡工区の着工を認めておらず、目標通りの開業は難しい状況にある。

リニア訴訟 住民敗訴

工事認可取り消し認めず

東京地裁

JR東海が建設中のリニア中央新幹線について、沿線住民らが国に工事認可の取り消しを求めた訴訟の判決で、東京地裁は十八日、「認可に違法性があると認められない」として請求を棄却した。住民側は控訴する方針。

違法と主張していた。訴訟団長の川村晃生さん（76）は東京都内で記者会見し「正当なことを主張してきたが、ひどい判決と言わざるを得ない。控訴審の準備に入りたい」と語った。今回の訴訟では東京地裁が20年12月、当初の原告781人のうち、乗客の立場でリニアの安全性欠如などを訴えていた532人に対し、原告としての適格がないと判断して訴えを却下する。中間判決を言い渡した。工事予定地の周辺に住む249人に限って実質的な審理が続けられた。リニア中央新幹線を巡る訴訟の判決後、「不当判決」と書かれた旗を掲げる原告（左）と代理人 人弁護士



問題となったのは、国が2014年と18年に認可した工事の実施計画。市原裁判長は認可の判断について「社会通念に照らし著しく妥当性を欠くとは言えず、裁量権の範囲を逸脱したものとは認められない」と指摘した。住民側は認可の前提となったJR東海の環境影響評価（アセスメント）書を取り、地盤沈下や騒音といった項目の内容が不十分だなどとして認可は